会計

公開草案「電子記録債権に係る会計処理」公表議決される

―ASBJ

去る2月12日、企業会計基準委員会は第171回企業会計基準委員会を開催した。今回検討された主な議題は次のとおり。

「電子記録債権に係る会計処理」公開草案の公表議決

標記の実務対応報告の公開草案が、全会一致をもって公表議決された。本公開草案は電子記録債権法施行に伴って、会計処理を定めるもの。コメント募集期間は3月10日までとし、適用は公表日以後適用される。また、本公表は本年4月上旬頃を目指している。

なお、電子記録債権の取扱いを示す勘定科目は「電子記録債権」および「電子記録債務」をもって表示することとしている。

過年度遡及修正専門委員会における検討状況

●適用開始事業年度等に関する検討

適用時期については、2月5日の専門委員会において、制度的な対応が整い次第、早期に適用することを促進する観点から、公開草案においては、「適用時期については、平成23年4月1日以後開始事業年度からとし、早期適用は認めない」と示すこととし、関係者のコメントを求めるという方向性になった。

●四半期開示への影響

本会計基準は、年度の財務諸表の会計上の変更および過去の誤謬に関する会計上の取扱いを定めているが、四半期財務諸表開示に固有の遡及処理等に関する取扱いについては、引き続き検討を行う。

●企業結合への影響

企業結合時において、取得原価の配分方法に関する企業結合日以後の決算において配分が完了していなかった場合の取扱い等についても、別途プロジェクトで検討を行う予定。

排出量取引の会計処理の検討

平成16年11月に公表されている実務対応報告15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」を改正し、本年3月～4月頃に改正実務対応報告の公開草案の公表を目指している。

会計

昨年末公表の結合基準等に伴う改正事項を審議

―ASBJ、企業結合専門委

去る2月4日、企業会計基準委員会は第60回企業結合専門委員会を開催し、昨年12月26日に公表された企業結合基準等に伴う、その他基準等の改正を審議した。

今回の改正に関しては一連の基準に対応した技術的なものであるため、公開草案の手続を経ずに、3月下旬の公表を予定している。改正予定の主な基準等とその内容は以下のとおり。

◆貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準・同適用指針

連結会計基準に対応し、支配獲得時の子会社の資産および負債の評価は全面時価評価法のみとするなど、技術的な改正を行う。

◆四半期財務諸表に関する会計基準、同適用指針

(1) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」に対応し、後入先出法における売上原価修正を削除する。

(2) 企業結合基準に対応し、持分プーリング法を適用した場合の注記事項等を削除する。

◆セグメント情報等の開示に関する会計基準

結合会計基準に対応した負の

今月の税務

日　付	項　目	備考・コメント
3月10日(火)まで	①源泉徴収所得税・特別徴収住民税の納付(2月分)	
3月16日(月)	②所得税・贈与税の確定申告・納付・延納届出(平成20年分) ③個人の住民税(都道府県民税・市区町村民税)事業税の申告	②所得税の過大申告が判明した場合の更正請求は法定申告期限から1年以内であり、平成19年分所得税の更正請求期限は左記の期日となる。 なお、申告書の提出先は原則として住所地を所轄する税務署であり、異動した場合には異動届を提出する。
3月31日(火)	④法人の確定申告、納付、延納届出(平成21年1月期決算法人) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税 ⑤法人税の申告期限延長特例法人の確定申告 20年12月期(1月延長)単独申告法人 20年11月期(2月延長)連結申告法人 ⑥法人消費税の期間短縮特例法人の確定申告 21年1月期(毎月申告)1月ごと 1、4、7、10月期(四半期)3月ごと ⑦法人の中間申告、納付(7月期決算法人) ・法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税 ⑧法人消費税の中間申告、納付(直前期確定年税額) 400万円超 4、7、10月期(4半期) 4,800 万円超 1月期(1月ごと)	④～⑧ 法人の事業年度終了日は各月末日とする。 ⑥消費税の特例の選択、変更、取りやめの届出期限は、その適用の選択、変更、取りやめを行う課税期間の初日の前日まで。 ⑧消費税の直前期確定税額には、地方消費税が含まれていない。

のれんに関連した所要の改正を行う。

◆固定資産の減損に係る会計基準の適用指針

負ののれんが発生した事業年度の利益となることを踏まえ、表現等の技術的な改正をする。

◆連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針、投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い、有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い

連結基準、持分法に関する会計基準が改正されているため、会計基準における表現（たとえば「会社等」から「企業」への変更等）を合わせるための技術的な改正を行う。

会計

IASB・FASB「財務諸表表示の論点」に対するコメント文案示される

―ASBJ、財務諸表表示専門委

去る2月13日、企業会計基準委員会は第10回財務諸表表示専門委員会を開催し、IASBとFASBのディスカッションペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」に対するコメント文案について議論した。

今回の専門委員会で、コメント案に対して事務局側からは、一定の方向性が示されたが、多くの修正点や疑問点などが専門委員から出され、引き続き検討が行われていく予定。

今回の議論の主な論点は次のとおり。

論点 キャッシュ・フロー計算書について―直接法の採用をどうするか

事務局側コメント キャッシュ・フロー計算書は、あくまで補完的な役割と考えられるので、間接法により、利益とキャッシュ・フローとの調整情報を提供することで十分であると考えられる。

また、直接法を採用する場合のコスト・ベネフィットの問題点として、

・対応した会計システムの開発
・連結会社相互間でのCFの相殺に伴う実務負担
・詳細な情報を要求されることによる、関連する受取勘定または支払勘定の区分の必要性

があると指摘している。

論点 包括利益計算書・CF

どう見る？この数字

0.93

―闘争心の分岐点

履歴書に、顔写真よりも手写真を添付するように求める企業が出てくるかも知れない。人差し指を、薬指の長さで割った比率が0・93未満の男性トレーダーは、瞬時のリスク判断に優れている、という調査結果が発表されたからだ。結果として、薬指が長いトレーダーは人差し指比率が0・988以上の短いトレーダーよりも平均報酬が11倍も多いという現実がある、という。

米国科学アカデミー紀要で12月12日に紹介されたこの研究（「Second-to-fourth digit ratio predicts success among high-frequency financial traders」）によれば、薬指が長いトレーダーは男性ホルモンである「テストステロン」濃度が高いのだという。この男性ホルモンの分泌が高ければリスクをとっての、非理性的な瞬間勝負には強いというわけだ。

研究はケンブリッジ大学のジョン・コーツチームが行ったが、当のコーツ氏は元金融業界人。男性トレーダーだけが熱狂的になっている場面に幾度となく遭遇し、その原因が化学物質ではないかと疑い始めた。その後、研究者としてそれを立証することになったようだ。つまり、バブルの原因を求めての、経済に対する化学アプローチだ。

一般に、男性の薬指は人差し指よりも長い。女性は逆であるらしい。この説に従えば、リスクを背負う金融トレーダーに女性は不向きだということになる。女性よりも男性の薬指が長いのは胎内にいる間に、テストステロンに晒された結果だという。この量が多ければ男性になり、さらに多ければ薬指が長くなるという。その人の分泌量も増える。ただ、慢性的にこの分泌が高ければ恒常的にリスクを取るので、利益を損なうことにもなるとも指摘されている。

インターネットで検索した限りでは、この成分を含んだ軟膏剤が日本でも販売されている。精力剤としてとして宣伝されている薬剤だが、自信を高める効果もあるかもしれない。運動選手の場合、競技前にはテストステロンの値が上昇し、試合に勝てば一層高まっており、負ければ下がっているのだという。

ただ、指の長いトレーダーにも弱点はある。分析的な仕事や資産の長期運用などの仕事では、薬指の長さと仕事の成果との相関が見出せないからだ。この種の仕事では、自信過剰はかえって邪魔になる。

薬指という名称は、薬を塗ったり、水で溶かしたりする際に使うのが由来だという。女性の場合には紅差し指という呼び名もあって艶かしい。そんな重要な役割があるのに、薬指は単独での動作が難しい。制御困難な指が男性ホルモンの源泉であるのは象徴的だ。操作性が悪い指で、薬を調合したり、美を描くというのは頷き難い側面もある。

その薬指を、英語ではring fingerと表現する。指輪指、では随分味気がない。が、男性ホルモンの多寡を表明している部位に、精神的な枷を嵌めるという行為は、暗示的でもある。

（神保敏明）

計算書におけるバスケット取引の影響の表示

事務局側コメント　「影響の主な原因である活動を反映するカテゴリーで表示」する案を支持する。ただし、カテゴリーを明確に識別することができない場合には、営業カテゴリーに区分できるとすればよいと考えられる。

会計

償還型株式の取扱いが審議される

―ASBJ、EPS専門委

去る2月13日、企業会計基準委員会は第5回EPS専門委員会を開催し、前回に引き続き日本基準の改正論点について検討を行った。なお、次回からは論点整理の具体的文案作成に取りかかる予定。今回審議された主な内容は償還型株式の取扱いについて。詳細は以下のとおり。

●株主に請求権がある場合（普通株式以外を対価とする取得条項付株式のうち、強制的償還普通株式を含む）

(1)　**契約単独の場合**

現金またはその他の金融商品を対価として（株主の行使により）自社の株式を買い戻すため総額現物決済となる契約（総額で現物決済する売建プット・オプションまたは先渡購入契約）

・検討の方向性

IAS33号およびSFAS128号の改訂案において、現行の米国基準とIFRS間で会計処理が異なっていることに起因する差異を除いて、コンバージェンスが図られている。日本基準においても会計処理の取扱いが異なることに起因する差異については、特段の定めを置かないことでどうか。

(2)　**株式と一体となっている場合**

株主に償還の請求権がある株式（普通株式以外を対価とする取得請求権付株式が該当）および強制的償還普通株式（取得条項付株式の一部が該当）

・検討の方向性

SFAS150号B69項のように、負債に計上された金融商品に追加的に利益に参加する権利がある場合（参加型優先配当）には、2種方式のほうが整合的と考えられることから、配当が事前に算定できる場合について、IAS33号改訂案では、2種方式が採用されている。

結果として、現行の日本基準と、IAS33号改訂案ではEPSの算定方法が結果的に一致するため、現行の取扱いのままとすることでどうか。

●企業に請求権がある場合（会社が株主から契約により買い受ける場合および普通株式以外を対価とする取得条項付株式のうち、強制的償還普通株式を除くものが該当）

(1)　**企業が対価をまったくあるいはほとんど必要とせずに発行済み普通株式を返還する現在の権利を有している場合**

・検討の方向性

契約の対象となる普通株式を分母から控除し、2種方式を採用した場合と、調整しない場合とで計算結果は同じである。現行の取扱いのままとすることでどうか。

(2)　**契約単独の場合**

(1)以外で企業側が株式を取得する権利を有している場合（買建コール・オプションが該当）

・検討の方向性

IAS33号改訂案と差異は生じていないため、特段の取扱いを定めない。

(3)　**株式と一体となっている場合**

(1)以外で企業側が株式を取得する権利を有している株式の場合（(1)以外で普通株式以外を対価とする取得条件付株式のうち、強制的償還普通株式を除くものが該当）

・検討の方向性

転換型の参加型株式（配当があらかじめ定められた方法により算定可能でないもの）の取扱いの検討と整合させる形で、取り扱う。

経理用語の豆知識

棚卸資産の評価

棚卸資産については、原則として購入代価または製造原価に引取費用等の付随費用を加算して取得原価とし、以下の評価方法のなかから選択した方法を適用して売上原価等の払出原価と期末棚卸資産の価額を算定するものとする。評価方法には、①個別法、②先出先入法、③平均原価法（平均原価は総平均法または移動平均法によって算出する）、④売価還元法が挙げられる。棚卸資産の評価方法は、事業の種類、棚卸資産の種類、その性質およびその使用方法等を考慮した区分ごとに選択し、継続して適用しなければならない。

後入先出法については、①市況の変動を反映しない可能性があること、②棚卸資産の購入量を調整することで損益計上が可能になること、③一般的に、棚卸資産の実際の流れを忠実に表現しているとはいえないことから、選択可能な処理方法として認められていた方法ではあったが、平成20年改正会計基準ではその採用を認められないこととなった。

持分法適用関連会社の会計処理の統一

平成22年4月1日以降実施される非連結子会社および関連会社に対する投資に係る会計処理から、持分法適用関連会社の会計処理の統一が原則となる。すなわち、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則および手続は原則として統一することになる。

会計処理の原則および手続が統一されていない場合には、持分法の適用に際して修正を行う必要があるが、たとえば、在外関連会社の場合で投資会社の他に支配株主が存在する場合や、上場会社の株式を追加取得することで関連会社としたときなどでは、支配力が及ぶ子会社とは異なり、修正のために必要となる詳細な情報の入手が極めて困難な場合がある。上記のように統一のために必要な情報の入手が困難な場合は、監査・保証実務委員会報告56号に定める、「統一しないことに合理的な理由がある場合にあたる」こととされている。

情報フラッシュ

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日　付	法　規　等	出　所	備　考	掲載号
2009年2月4日	我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）	金融庁	国際会計基準の任意適用の時期や強制適用の是非の判断等、わが国における国際会計基準の取扱いについての一定のロードマップを示した中間報告案。意見募集は、平成21年4月6日（月）17：00まで。	2009年2月20日号ニュース欄、2009年3月1日号
2009年2月9日	経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン	中小企業庁	「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の固定合意を活用する際に必要となる非上場株式等の評価方法についての考え方を示したもの。	――
2009年2月11日	事業報告モデルの改正	全国株懇連合会	会社役員の報酬等に係る見直しなど会社法施行規則の一部改正（平成20年法務省令12号）に対応するための所要の改正。	――

金融

欧米先行で持続する長期金利上昇

長期金利の上昇懸念が浮上している。米国10年債でみると、昨年末に一時2％割れをうかがう水準まで下げたものの、その後上昇に転じ2月に入って2・7％台の水準となっている。また欧州でも各国の大規模な財政出動を受けた長期金利上昇懸念が顕在化しており、国際会議でのテーマとして浮上するまでになっている。

現在1・2％台で推移している日本の10年物国債も、おおまかなトレンドとしては、欧米の長期金利と同様の相場動向となっている。ただ、ここへ来て上昇に歯止めがかかった形になっており、市場ではこれ以上財政赤字を拡大させることや、住宅ローン金利の上昇につながる長期金利の上昇への警戒感、過熱したオバマ人気への反省から、過度にドラスティックな政策を早急に実現することは困難といった見方も浮上しているようだ。

したがって、今後の展開は、再び深刻なデフレ悪化懸念から長期金利は低下へ向かい、上昇はあり得ないとする見方もある。ただ、基本的に相場観はこうした2つの見方、すなわち景気低迷と財政赤字拡大といった要因の綱引きに左右されることは間違いなく、一方向のトレンドは見極めにくい。

日本の場合は、不安定な政局が続く限り積極的な財政拡大は見込みにくい。来年度予算が成立したら解散はありうるとの見方もあるが、不確実なうえに、為替相場が示しているとおり金融危機関連では相対的には円が欧米通貨に対して買われる傾向にある。したがって、日本国内ではむしろデフレによる金利低下懸念のほうが勝り、金利上昇は欧米ほど大きなトレンドにはなりにくいと考えられる。

一方で、欧米の場合は日本に比べて金融機関や企業の破綻が先行しており、財政赤字拡大懸念が弱まりそうにはない。当面は、デフレという経済実態よりも各国の政策に反応した相場動向が続きそうだ。今後も主要7カ国財務相・中央銀行総裁会議（G7）や各国首脳会談で新たな協調政策に言及されるかに注目が集まりそうだ。

証券

蜜月期間にも高まる試練

オバマ大統領が早くも試練に立たされている。景気対策法案は野党共和党の強力な反対で、なかなか成立しない。新しい金融安定化策は具体性に乏しいとして、ウォール街から冷や水を浴びせられた。

初の黒人大統領は熱狂的な支持を得てスタートしたことから、米議会は大恐慌以来の金融危機、経済危機に対して挙国一致的な対応をするのではないかと想像したが、まったくそうではなかった。

景気対策法案については、減税や公共事業のシェアをめぐって民主党と共和党との間で鋭い対立がある。両党の経済観の違いを反映しており、やはりアメリカ社会の分裂、対立はそう簡単には克服されるものでないことを実感させられる。

続いて、経営難にあえぐ自動車大手に対する救済問題が控えている。昨年末、ブッシュ前政権時代につなぎ融資まで実行されたが、本格的な救済策は新大統領によって3月末をメドに打ち出されることになっている。それがどのような評価を受けることになるか、現状では不透明というほかない。

米大統領と世論との蜜月期間は100日であるとすると、4月末までは関係良好のはずだが、1カ月も経たないうちにこの有様である。アメリカの金融安定、金融機関の立ち直りのハードルの高さを改めて思い知らされた。

ただ、このところアメリカ株の動きで、NYダウとナスダックとの間に少しかい離がみられることに注目したい。すなわちナスダックはNYダウよりも上昇の時は上げ幅が大きく、下落の時は下げ幅が小さいということである。

小型株、ハイテク株など景気に敏感な企業の多いナスダックは、経済の動きに対し素早い反応を示すという習性がある。最近のナスダックはアメリカ経済のどんな動きに反応しているのだろうか。

また、不安感の高まりが強調される中国経済で、最近、実体経済の中に上向きに転じるものが出てきた。それを受けてか、現在、上海株価は世界で一番強いところをみせている。

世界を見渡せば、本当にごく一部ではあるが、ほのかな明るさも見えてきた。それに引き換え、日本経済では何よりも政治の迷走が事態をますます混乱させ、先行きを不透明にしている。民意を問うために衆議院を解散し、意思決定過程を透明にすることが必要である。